



## 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

### 【トピック】

- 令和元年度 第1回ネットワーク会議を開催しました。  
ネットワーク会議における報告・事例、各委員の意見を紹介します。

事務局：山梨県障害福祉課  
〒400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
Tel 055-223-1362 又は 1460  
Fax 055-223-1464  
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

### 令和元年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議開催

8月1日に令和元年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を県防災新会館201会議室で開催しました。会議では、事務局から報告・事例紹介、県教育委員会高校教育課の小澤幸生指導主事から合理的配慮の提供事例についての報告、情報提供をいただきました。

本年度の委員35名のうち新任者が11名、2年目が15名、4期目9名となり、新任委員が増えました。役員は、昨年度に引き続き、会長小畑文也委員、副会長竹内正直委員、青木茂委員に務めていただきます。各委員については、別添名簿をご覧ください。

### 小野次長の挨拶



山梨県福祉保健部小野真奈美次長から、「障害者差別解消法が施行されて、4年目を迎える中であっても、依然として、障害を理由とする差別が生じているところでもあります。」「障害や障害のある人への配慮に関する情報を共有することで、更なる環境の整備が図られることを大いに期待しております。」とネットワーク会議の取組に期待する旨の挨拶をいたしました。



【ネットワーク会議 会場の様子】

### 小畑会長の挨拶

山梨大学附属特別支援学校ではプールをこの時期開放している。障害の特性を熟知した教員が3名監視しており、保護者の方も安心して利用している。一方、知的障害の子どもたちは、一般の市民プールに連れていけない実態もあることも忘れてはならない。キャンピングカーは贅沢に思われているかもしれないが、ご家族に障害のある方がいる場合が意外に多い。一般の宿泊施設には連れていきにくい子どもさんを外に出したいという思いをかなえている。徐々に障害の理解は進んでいるとはいえ、当事者・家族が社会参加に引けているところがある。一日も早く障害者・家族を受け入れる社会が出来上がることを望んでいる。



【小畑会長の挨拶】

### 議事1 ネットワーク会議の取組

ネットワーク会議の取組の確認をしました。

- 1 根拠  
山梨県障害者幸住条例37条
- 2 目的  
相談業務を円滑に進めるための指導及び助言  
その他障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うこと。
- 3 委員  
構成は、国や県等の関係機関、障害者団体その他の関係者で構成します。  
委員の任期は1年間です。
- 4 業務内容  
①合理的配慮等に関する情報の共有  
②合理的配慮等に向けた取組の検討  
③困難事案への対応に係る協議調整  
個別案件に対する斡旋や調停は行いません。
- 5 会議の開催  
会議は、基本的に年2回、全体会を開催。  
緊急かつ重大な事案が生じた場合、必要に応じて、部会を開催することもある。
- 6 情報の収集  
関係機関等における合理的配慮の提供等に関する事例は事務局で情報を収集する。
- 7 情報の提供・共有  
ネットワーク通信を通じて、合理的配慮の提供事例、環境の整備等に係る情報、ネットワーク会議の状況を随時提供し、情報共有と差別事案等の発生予防につなげます。

### 議事2 平成30年度障害を理由とする差別に関する相談事例

#### 不当な差別の訴え (代表例)

##### ○不動産業者の賃貸住宅の契約拒否

不動産業者が障害者手帳を取得している方への賃貸契約を拒否。  
⇒地域の担当者等の支援を通じて事業者と複数回の対応。  
⇒契約に至らず別業者物件契約。

##### ○タクシー運転手の言動

障害者手帳による割引要望に対して運転手が面倒そうな表情や態度で障害者手帳や筆談ボードを粗雑に扱う等の対応をされた。  
⇒障害者割引されたが不愉快な思いをした。  
⇒タクシー協会、事業者へ情報提供を行い、対応改善を依頼

##### ○路線バスの乗車拒否

車イス利用者がリフトが壊れているからと乗車を拒否された。バス会社に連絡したところリフトは壊れていないことが判明。  
⇒事業者へ対応改善を依頼

#### 合理的配慮の提供要望 (代表例)

##### ○多目的トイレのドアの改修の要望

身体障害者にとって多目的トイレの出入り口ドアが自力で開閉する方式のため操作時に困難である。改善を要望。  
⇒所管関係機関に情報提供、対応依頼

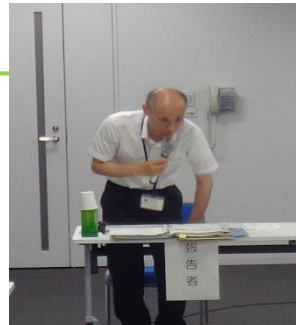
##### ○タクシー会社の連絡方法の改善要望

待合所で無人の際の連絡方法が「電話をしてください」となっていて、聴覚障害者には対応が困難。連絡方法の改善が欲しい。  
⇒事業者へ情報提供、対応改善を依頼

##### ○ホームページからの情報入手の要望

バスの時刻表の情報が事業所のホームページ上からは写真、PDFのため文書変換アプリでの対応が困難。変換可能な形式で情報提供・掲載をしてほしい。  
⇒事業者へ情報提供、対応改善を依頼





【小澤指導主事の説明】

「高等学校における通級による指導実践研究校事業」の実践研究校として中央高等学校を指定(H29.10.)

○ 取組

- 1 研究体制や組織、及びその概要について、受講条件や募集期間、募集方法等を決定し、生徒や保護者、及び教職員に向けた広報を行った。
- 2 校内において通級委員会は、「通級による指導」対象者の決定を行い、指導計画を立てた。
- 3 教育課程の編成を行い、「通級による指導」を学校設定教科・科目「社会探究・社会探究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として位置づけた。
- 4 履修生徒の時間割の調整及び作成を行った。
- 5 授業実践、関係者間の連携を図った。

教育相談係が授業を担当、対象生徒の学校生活に関する課題への対応や保護者面談、就労支援に関するスクールソーシャルワーカーとの対応等を行った。

○ 成果と課題

- 1 生徒の反応＝「知識として理解できるし、少しは変化していると思うけど、まだ行動できていない」  
「今まで自分の認知を考えたことがなかった。ネガティブな感情が多かったがポジティブに考えられるようになった。」  
「就職面接で役立った。」
- 2 授業の受止め＝「他の生徒も受けた方が良いと思うか、勧めたいか」という質問に対象生徒8名全員が「そう思う」と回答。授業内容は概ね好評。
- 3 評価＝対象生徒が「自己肯定感を持てるようになった」とか、「心理的ストレスの低減にもつながった」等の成果。
- 4 課題＝本人や保護者の理解を得られないこともあるなど、履修についての課題や関係機関との協働による実態把握が課題。  
校内体制づくりや専門性をもった教員の育成等が課題。

質 疑 応 答

Q：「自校通級」とは

A：中央高校での実施は、自閉・発達障害を対象とした中央高校在籍生徒。同じ学校に在籍している生徒が同じ学校で通級指導を受ける場合。「巡回」は、ろう学校から高等学校へ巡回して指導 県下で2校実施。「他校通級」は、他の学校の通級指導学級に通う場合。

Q：指導者の専門性、指導者の研修、養成プログラムはどうなっているか。

A：中央高校で担当者3名は、①心理士の資格を保有、②特別支援学校教員免許状を保有、③大学で特別支援教育の履修などの専門性を有している。現状、3名に頼っている。今後の課題は、専門性確保のための研修、人材育成。県教委高校改革・特別支援教育課で研修プログラムを作成。日下部小、山梨北中、中央高校で研修実施。

意 見

長田委員：担当者は高い専門性を有している。具体的に成果を挙げている点が素晴らしいと感じる。他の高等学校、特に郡内地域に取り組みが進んでほしい。教員の専門性向上が重要。

小畑会長：専門性の継承が大切。発達障害の場合は、特に個々によって事情が違うことから、その理解が肝要。実際の生徒に触れて理解が深まる。事業の継続を望んでいる。郡内校など他への波及を期待している。

委員からの情報提供・意見

山梨県視覚障がい者福祉協会 堀口委員

視覚障害者にとっての合理的配慮の主なものは、情報入手と移動に関わっての手段になる。情報については、HPなどでのPDFによる情報が困難。テキストデータ入りの資料を望む。行政から先頭に立って対応してほしい。TVによる緊急速報はテロップが多く日常的に情報入手に困難な場面が多い。移動について、山梨県は路線バスが不便、市民バスの利用もままならない。同行援護制度についても地域によっては事業所が無い。外出しづらいことが広い意味で合理的配慮の提供に欠けることになっていると感じる。

山梨県聴覚障害者協会 仁科委員

合理的配慮について日頃感じていることは、行政の職員・担当手で手話通訳ができる人が少ないということ。設置通訳者を配置しているのも6市町と少ない。役場の窓口で話ができない。手話通訳を通じての対応にならざるを得ない。日本映画の字幕が少なく、親が手話を必要としていると親子で楽しめない、自治会の葬式で雑談を交わしたいけど叶わない、病院の医師も大きな声で話すような対応をするなど、差別の裏側は、障害について理解が足りないことが原因に思う。  
→小澤障害福祉課長  
障害者幸住条例に手話を言語として位置付け、コミュニケーション手段の保証をしている。手話通訳者の養成・人材育成に積極的に取り組み、共生社会の認知、障害の理解推進に一層取り組んでいきたい。

山梨県社会福祉法人経営者協議会 青木委員

知的障害の方にとって、合理的配慮はどのようにあるべきかと問い続けている。国の障害者雇用の不適切な対応の後の採用において、障害種を問わず、同一問題で試験を実施している。知的障害で合格したとされた方がいたが、実際は発達障害であったなどの例がある。福祉施設においては、同性介護が基本である。職員の採用に当たって、LGBTの方に関わる対応があった。同性介護をめぐる、本人の選択・意思決定を委ねたが、結局就職を断わる事例に遭遇した。どう対応していくことが必要か問われている。

山梨県手をつなぐ育成会 越水委員

知的障害、発達障害のある者への合理的配慮は、大変な困難さがある。他の障害のように物理的に対応できることが少ない。「人と人」の対応が多い。見えない整備、事物の積み上げが大切になる。知的障害の場合、子どもが生まれて障害があると分かってから親の責任が強い。親亡き後の問題が差し迫った課題になっている。後見人制度は「親族より第三者へ」の動きが主だったが、業務内容、報酬見直しなどにより、親族を後見人にとの動きに変わりつつあり、親族の高齢化・負担増になっている。制度の在り方が合理的配慮の提供の考えに背いているのではないか。

編集後記：  
本年度の障害者差別解消支援ネットワーク会議がスタートしました。障害者差別に関わる相談は、H30年度64件で、うち差別に該当する事案は12件でした。法や条例がスタートして4年目を迎えています。まだまだ差別をめぐる事案が生じています。一層の周知を心がけていかなければという思いを強くしています。皆さんとともに障害者差別解消、心のバリアフリーの推進、共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていきましょう。(障害者差別解消推進員 久保)